

書評

朱益鐘著『反日種族主義「慰安婦問題」最終結論』

勝岡 寛次（麗澤大学国際問題研究センター客員教授）

本書の著者・朱益鐘氏は、日本の植民地下の韓国経済史研究で博士号を取得した韓国近代史の歴史学者で、『反日種族主義』の共著者でもある。

『反日種族主義』（2019）では、6本もの論文を担当し（第1部「種族主義の記憶」8「もともと請求するものなどなかった—請求権協定の真実」、同10「厚顔無恥で愚かな韓日会談決死反対」、第2部「種族主義の象徴と幻想」15「親日清算という詐欺劇」、同16「ネバー・エンディング・ストーリー—賠償！賠償！賠償！」）、第3部「種族主義の牙城、慰安婦」21「解放後の四十余年間、慰安婦問題は存在しなかった」、同22「韓日関係が破綻するまで—挺対協の活動史」）、続く『反日種族主義との闘争』（2020）でも3本の論文を執筆している（第2編「戦時動員」7「強制動員賠償を請求した原告たちの行跡」、同8「きびがらで作った家—大法院の判決」、第5編「植民地近代化」20「朝鮮人の開発のない植民地開発？」）。

本書はタイトルに『反日種族主義「慰安婦問題」最終決着』とある通り、焦点を朝鮮人慰安婦の問題一本に絞り込んだ浩瀚な書で（本文だけで452頁もある！）、慰安婦問題に関する「百科全書」的な趣のある重厚な研究書となっている。

まず、目次から紹介しよう。

プロローグ 崩れゆく偽のバベルの塔

第1部 日本軍慰安所はどのように設置されたのか

- 1 日本軍慰安所の設置
- 2 慰安婦の数は？

第2部 彼女たちはどのようにして日本軍慰安婦になったのか

- 3 慰安婦強制連行説の形成と隆盛
- 4 慰安婦契約論の展開
- 5 慰安婦契約の証拠
- 6 挺対協証言録にみる「慰安婦になるまで」
- 7 朝鮮内で酌婦や娼妓になる経路
- 8 客観的資料でみた「慰安婦になること」

第3部 慰安所での生活はどのようなものだったのか

- 9 業者—慰安婦間の契約条件
- 10 慰安所の営業と慰安婦の仕事、所得
- 11 それで性奴隷だったのか？
- 12 日本軍が敗走する戦場における慰安婦
- 13 慰安婦虐殺という嘘

エピローグ もう韓日間に日本軍慰安婦問題はない

本書は以上の3部13章仕立ての構成となっているが、第1部は日本軍慰安所の設置された経緯と、「20万人」説に代表される慰安婦の数の問題を扱っている。第2部は朝鮮人女性が慰安婦になるまでの経緯を扱ったもので、所謂「強制連行」説への論駁、第3部は慰安婦の生活面を扱ったもので、所謂「性奴隷」説への論駁が中心になっている。各章の末尾には簡単な「要約」があり、本書の内容を大まかに把握する上で便利である。全体を通読するには可成りの労力を要するので、要約を通覧した上で、関心のある章から読み進めるのも、よい方法かもしれない。

尚、本誌特集1の「嘘の歴史に振り回された歴史—慰安婦運動時代の終焉」は、著者自身が本書を解説・紹介したものである。本書の中身を手軽に知りたいという向きは、そちらを参照されるとよい。ここでは評者の関心に従って論評したいので、必ずしも本書全体を要約・紹介するものではないことを、予めお断りしておく。

韓国で「強制連行」説が広がった理由

評者はかねてより、「強制連行」説が韓国側で受け入れられた事情に関心があった。韓国には「慰安婦強制連行」はなかったことを証言できる無数の証人がいた筈なのに、なぜ事実無根の「強制連行」説が独り歩きし、歴史教科書に載るまでになってしまったのか。これは日本においては解らない。この疑問に答えてくれるのが、第2部3の「慰安婦強制連行説の形成と隆盛」である。

朱氏は『反日種族主義』の第3部21「解放後の四十余年間、慰安婦問題は存在しなかった」においても、既にこの問題を取り上げているが、本書においてもこう断定する。

「強制連行説は一九九〇年代に初めて生まれ、以降、勢いを得たものであり、慰安婦動員が実際に行われた日本統治時代末期にはなかった主張である。また、解放後の約四〇年間においても、韓国人社会に慰安婦は強制連行されたという認識はなかった。いや、日本軍慰安婦の存在自体がほとんど認知されていなかった。」(100-101頁)

その根拠として朱氏が提示するのは、1946年から1990年の45年間に韓国の『東亜日報』と『京郷新聞』に掲載された、日本軍慰安婦に関する記事数である。これを見ると、最初の15年間(1940～50年代)に日本軍慰安婦に言及した記事は僅か1件、続く20年間(1960～70年代)でも一年に一回あるかないかである。1970年代までは「慰安婦といえば米軍慰安婦を意味した」ことも、統計グラフ(101頁の図版3-1)からは一目瞭然である。

朱氏によれば、強制連行説は1970年代の日本で生れた。千田夏光『従軍慰安婦』(1973)が、朝鮮総督府の「女性狩り」に言及したのが「最初のもっともらしい慰安婦強制連行説だった」(107頁)という。しかし、韓国でこの話が広がったきっかけは、吉田清治の『私の戦争犯罪：朝鮮人強制連行』(1983)にあった。吉田の話は、韓国のテレビでドキュメンタリー番組として紹介され(1984)、また同書は『私は朝鮮人をこのようにして連れていった』というタイトルで韓国語訳(1989)された結果、「彼の作り話によって韓国人の間には日本軍は女性たちを動物を狩るようにして強制的に捕まえ、慰安婦として連れていったというイメージが広がった」のだという(110頁)。吉田の嘘の「証言」が、韓国に

おける「強制連行」説の流布の「火種」を提供した、と言っているだろう。

この吉田の点じた「火種」に「油を注いだ」のが、韓国における慰安婦運動と日本における慰安婦研究だった。韓国では1990年に挺身隊問題対策協議会（挺対協）が結成され、翌91年には慰安婦被害者（金学順ほか）の証言を実現させる。日本では同時期に朝日新聞による慰安婦「強制連行」キャンペーンが始まり、日韓の左翼勢力が連携して慰安婦問題を一気に社会問題化させた。前掲の慰安婦関連記事の1980年代以降の統計グラフ（113頁の図版3-3）を見ると、韓国では1991年から92年にかけて慰安婦記事が爆発的に増えたことが判る。この傾向は、評者が朝日新聞のデータベースで慰安婦関連記事を調査した結果（拙論「朝鮮人・中国人「強制連行」運動史」、『朝鮮人戦時労働の実態』所収、79頁）と全く軌を一にしており、このことは日韓のマスコミが期せずして慰安婦問題で共同戦線を張っていたことを示している。

つまり、慰安婦の社会問題化は自然に誘発されたものではなく、日韓の左翼勢力の連携によって「仕組まれた、ものだったのである。

韓国で慰安婦運動を主導したのは挺対協だが、挺対協に理論を提供したのは吉見義明を始めとする日本の研究者だった。吉見らは1993年に「日本の戦争責任資料センター」を設立、『戦争責任研究』という季刊学術誌を刊行し、強制連行説の理論的牙城となった。

挺対協は1992年にこの問題を国連に持ち込み、ロビー活動を行った結果、1996年には国連の「クマラスワミ報告書」が出て、慰安婦を日本軍の「性奴隷」と規定し、1998年には「マクドゥーガル報告書」が出て、慰安所を「強姦センター」と呼んだ。この二つの国連による報告書は、「日本軍慰安婦の実態とはかけ離れた全く信憑性のない資料に基づく不誠実なものだった」が（122頁）、慰安婦「性奴隷」説を国際社会に広める上で大きな役割を果たした。

慰安婦契約論の登場と契約の有無をめぐって

上記の慰安婦「強制連行」説と「性奴隷」説に真向から対峙する形で提起されたのが、ラムザイヤー教授による慰安婦契約論である。本書第2部の4「慰安婦契約論の展開」と5「慰安婦契約の証拠」は、ラムザイヤー教授の提起した契約論の紹介と、著者なりの検討に充てられている。

朱氏によれば、ラムザイヤーに対する批判は大きく分けて二つあり、一つは慰安婦と業者の間で実際に締結された契約書は何処にもないではないかというもの、もう一つは業者と慰安婦間の契約はそもそも成立する余地がないというものである。

前者については、朱氏は次のように述べている。

「慰安婦が中国の戦場の慰安所に行くには、女性とその戸主・親権者は慰安所行きに同意するという内容の書類を作成して提出しなければならない、さらに女性本人は出発前に居住地の警察署長に渡航許可証に該当する身分証明書を発給してもらい、中国に到着してからは渡航の経緯について領事館警察署の調査を受け、軍の兵站係に関連書類を提出しなければならない。これは、慰安所業者と慰安婦との間で慰安婦の仕事に関する契約が成立したことを意味する。（中略）契約は基本的に慰安所業者あるいは当該女性の

戸主・親権者の間で結ばれ、普通女性は、それを望んでいなくてもその契約に従わざるを得なかった。」(173-175頁)

実際に上海にあった慰安所が制定した「特殊慰安所取締規定」では、業者と慰安婦間で締結された契約書の写しを提出するよう求めており、これらの事実は「慰安婦契約の存在を立証している」(170頁)とする。しかしながら、今日に至るまで実際の契約書は見つかっていないようで、朱氏も契約書の実物を示すことは出来ていないが、関連書類の提出が義務づけられていた事実から、朱氏は両者間で契約があった事実を間接的に証明し、或いは「契約書の写し」の提出を求める慰安所の規定から、契約書が存在したことを立証した形である。

しかし、契約書の実物が見つかっていないことは、どこかできちんと明記した方がいい。実物が存在しないからこそ、間接的な方法でそれを証明しなければならず、慰安婦は六種類もの書類を必要としたという辺りの説明が複雑で解りにくく、晦渋なものになっている。恐らく最初から本書を読み進めた読者は、この辺りで本書を投げ出すと思う。

慰安婦の証言録に見る、慰安婦になる経路の問題

著者は、挺対協が出した慰安婦の証言集8冊に収録された103人の慰安婦の証言を分析し、慰安婦になる経路を以下の四つに分けている。

- 1 慰安婦契約 (32人)
- 2 親権委任・譲渡 (12人)
- 3 誘引 (27人)
- 4 強制連行 (32人)

この内、3の誘引については、「誘引されたのであれば慰安所に行くのに必要な書類が揃えられないし、実のところ、父母が募集業者の甘い儲け話に惑わされて娘を引き渡している可能性が大きいとみななければならない。そうした点も考慮すると、誘引の実際の割合は…もっとずっと低かったのではないかと思われる」(199頁)としているが、妥当な判断だと思う。

また、慰安婦の証言で最も問題になるのは4の「強制連行」で、「強制連行に関する陳述は、どれも相当に信憑性に欠ける」とし、幾つかの事例を検討した後、朱氏は次のように述べている。

「彼女たちの言う強制連行された状況というのは、吉田清治が記した慰安婦狩りの場面ととてもよく似ている。(中略)そうした証言を裏づけるいかなる客観的証拠もなく、親戚、友人、知り合い等の目撃談や関係者証言によって事実と立証されたというようなケースも、一つもないのである。挺対協は、元慰安婦の証言を採録しながら、その傍証を得ようとする努力を全くしなかった(略)。日本の植民地下にあったとはいえ、朝鮮社会は奴隷狩りのようなことが起こる野蛮な社会ではなかった。」(208頁)

この指摘は正にその通りで、慰安婦の証言を具さに検討した韓国の研究者がこのよう

に指摘していることは重要である。「強制連行」説に立つ日韓両国の研究者は、この指摘に対して真摯に向き合う必要があるだろう。

朱氏は「官憲によって強制連行され慰安婦になったという証言は、事実でない可能性が高い」(209頁)と述べた上で、次のように結論する。

「強制連行されたと証言している元慰安婦たちは、彼女たちが明かしていない何か他の経緯で慰安婦になったとみるのが妥当である。慰安婦というのは、挺対協が主張するように日本軍や業者の犯罪によって作られたのではなく、父母や本人の意思で契約を結んだり、父母が親権を他人に譲渡することで生まれたのである。」(212頁)

結局、慰安婦になる前記四つのルートの内、1と2が大部分のケースであり、3も部分的にはあったと思われるが、4は朱氏によって完全否定されたことになる。

慰安婦の証言録に見る、報酬額の問題

同様に朱氏は、慰安婦の受け取っていた報酬額についても、103人の証言を分析している。その結果、35人の慰安婦が金は一切貰えなかったと証言し、38人は貰ったとも貰わなかったとも言わなかった。24人は借金をしたら何も残らなかったと証言し、報酬を受け取り、貯蓄も出来たと証言した慰安婦は5人に過ぎなかった。

「このように、前借金を返したとか、金を少しでも貯めたと言うのは四人のうち一人にもならず、四人のうち三人近くが金を全く貰えなかったと言っているのが、朝鮮人慰安婦の証言である。」(319頁)

しかしこうした証言は、日本人慰安婦や台湾人慰安婦の証言とは著しくことなっている。日本人慰安婦の証言は少ないが、ある研究によれば、10人中6人は短期間で前借金を返済し、相当額の貯蓄までしていたという。48人の台湾人慰安婦に対する設問調査でも、44人が金を受け取り、金を貰えなかったというのは4人に過ぎなかったという。

このように、朝鮮人慰安婦と日本人・台湾人慰安婦の証言に著しく違いがある理由について、朱氏は以下の二点を指摘している。

「朝鮮人慰安婦に関しては、挺対協の運動家たちが強制動員についての日本政府の責任を追及するために証言を採録した。その採録の過程で、強制連行・性奴隷というフレームによって質問者の質問と慰安婦の答弁が潤色、歪曲、汚染された可能性が十分にある。強制連行された性奴隷、が相当な報酬を貰い、それで前借金を返し、貯金までしていたというのでは、日本政府を追及しにくくなるからである。(中略)日本人慰安婦の場合にはそのような必要性がなかった。」(321-322頁)

「前借金が残っている女性は、…前借金を返す間は売上の一〇%そこそこしか貰えなかった。こういう場合、慰安婦は自分は小遣い程度しか貰えなかったと記憶するようになる。」(322頁)

特に注目すべきは、挺対協の証言録は政治的理由から「潤色、歪曲、汚染された可能性が十分にある」と著者が指摘した点であろう。この点について、挺対協と一緒に証言録の第一集に関わった安秉直が、次のように述べていることも重要である。

「一部の慰安婦経験者の証言はあるが、韓国にも日本にも客観的な資料は一つもない。(中略) 実際に私は挺対協と一緒に初期の三年間、調査をしたのだ。三年間、一緒に活動したのに挺対協から離れた理由は、ここの人たちが慰安婦問題の本質を把握し、今日の慰安婦の悲惨な状況が生まれないよう研究しているのではなく、日本と戦うための研究をしていたからだ。」(130頁)

豊富な実例の提示

本書の価値を高からしめているのは、豊富な実例によって慰安婦の実態を浮き彫りにしている点である。

例えば、第3部の9「業者—慰安婦間の契約条件」や10「慰安所の営業と慰安婦の仕事、所得」では、日本軍が定めた様々な慰安所規定の実例を紹介することで、日本軍の慰安所管理の方法と実態を明らかにしている。その結果、慰安婦の前借金の性格や、売上に対する業者と慰安婦の分配比率について、次のようにまとめている。

「慰安婦の前借金は人身売買の代金ではなく、年季労働契約の先払報酬だった。(中略) 初期の慰安所では二年の期限さえ満たせば済む〔完済とする〕契約もあったが、売上を業者と慰安婦とで分け、慰安婦が自身の取り分の中から前借金を返してゆく方式が一般的となった。前借金を返済した後の業者と慰安婦間の分配率は、初めは五対五が多かったが、後に四対六と慰安婦に有利なものに変わっていった。」(323-324頁)

そのような中から前借金を返済した後の慰安婦の中には、驚くほど高額の貯金をした慰安婦もいた。例えば、漢口慰安所にいた朝鮮人慰安婦・慶子は「朝鮮銀行の漢口支店に三万円という巨額を貯めた」が、これは今日の貨幣価値に換算すれば三億円にもなるという(353頁)。シンガポールの菊水倶楽部にいた慰安婦・金安守も1944年末、朝鮮に帰国する際、一万一千円を送金したが、「彼女は二年余りの慰安婦生活で今日の韓国人の感覚で一〇億ウォン〔一億円〕程度の金を稼いで帰ってきた」(354頁)のだった。

こうした事例は、必ずしも一般的とは言えないが、「慰安婦は前借金を短期間で返し、貯蓄し、故郷の家族に送金することができた」(365頁)のである。

慰安婦の生活面を扱った本書の第3部では、慰安婦は「性奴隷」と言えるのかどうか大きな論点になっているが、これに対して著者は次のように述べている。

「慰安婦は前借金という債務を性的慰安行為で返すという契約をしたのであって、慰安婦は前借金による債務奴隷ではない。(中略) 前借金は人身売買の代金ではなく、その後の一定期間のサービスを約束して定めた対価として、予め支給された年季先払報酬だった。結局、日本軍であれ慰安所業者であれ、慰安婦に対する支配権の源泉としての所有

権というものはなかった。これにより性奴隷説はその基盤を喪失する。

性奴隷論者らは元朝鮮人慰安婦たちの証言を根拠に、奴隷制の要件として慰安婦は報酬を支払われなかったと主張する。しかし先にみえてきたように、慰安婦が前借金を返している間は実際受領額はいくらにもならなかったが、前借金を返した後は売上の五〇%あるいは六〇%が分配された。そしてそれで大金を貯めることもできた。(中略)

また性奴隷論者らは、慰安婦たちは慰安所から出られず戦争が終わってはじめて帰ることができたと主張しているが、…債務を返しさえすれば一年後から帰還が可能であり、シンガポールのある朝鮮人慰安所では実際、二年後に大多数の慰安婦が出ていった。また性奴隷論者らは、日本軍や慰安所業者による慰安婦への虐待・暴行を主張しているが、これもまた一般的な事実とは認めがたい。以上の三つの点で性奴隷論は慰安婦の事実には適合しない。」(392-393頁)

こうして性奴隷説は、本書によって完膚なきまでに破綻せしめられたと言ってもいいが、慰安婦を性奴隷から救ったのは日本軍が介在したからであるとして、日本軍の役割を著者が高く評価していることも特筆に値しよう。

「漢口慰安所では、性病などの健康管理を担当した一人の軍医が細心かつ厳格な管理体系を作った。慰安所創設当時から勤務した藤沢軍医は元は大阪の松島遊郭近くの開業医で、遊郭の生態に精通していた。(中略) 朝鮮人業者には、契約書類が全くなく、貧農の娘を人身売買のようにして買い集め、奴隷のように酷使している人もいた。こうしたケースでは、抱え主〔業者〕が借金の帳簿を自分の都合のいいように書き換えても、慰安婦がそれを防ぐことはできなかった。慰安婦は死ぬまで自由の身になれず、慰安婦自身もその状態に対する自覚がなかった。藤沢は借金管理に兵站司令部が関与することで、慰安婦が働けば借金を返済でき、自由の身になれるようにした。」(331-332頁)

「慰安婦の売上、健康、債務、慰安所への到着と出発など、全てのことを軍司令部が管理した。軍が慰安所業者と慰安婦間の契約条件を決定し、その履行のいかんを管理・監督した。軍の管理が慰安婦を業者の過度の搾取と奸計から守ってくれた。(中略) この日本軍による細密な管理・監督があったからこそ慰安婦は性奴隷ではなかったのである。」(396頁)

評者はかつて、日本政府が公表した政府調査資料(女性のためのアジア平和国民基金編『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』全五巻、龍溪書舎、平成9年)を全部読んで一書を物したことがあるが(勝岡寛次『「慰安婦」政府資料が証明する〈河野談話〉の虚構』明成社、平成26年)、軍が慰安婦の「人権」にまで細かく配慮していたことに驚いた記憶がある。

その点につき、日本軍(武漢兵站)の慰安係長だった山田清吉が楼主(慰安所経営者)に対して訓示した言葉や政府調査資料を引用しながら、拙著ではこう書いた。

以下、引用資料3点の紹介に続き、それを読んだ評者の感想を引く。

「慰安係長を拝命した私は…、妓〔慰安婦〕たちにも対等の人間として接する、

すべて一視同仁公平平等にする。最初からこうした方針で臨むことに腹を決めていた。(中略) 第一線の軍施設に協力する者には営利追及の私心は許されない、また将兵の戦力保持増強のために献身している慰安婦に対してかりそめにもこれを虐待酷使するが如きことはあってはならない——この二点を兵站司令官の意図として明示した。(山田清吉『武漢兵站』)

「本健康診断〔性病検査〕は、軍隊防疫上の必要により実施するものなるも、事^{いやしく}苟も人権に関するものなるを以て、慎重に実施するは勿論、良く憲兵又は警察官と協議し、遺漏なきを期するものとす。」(【政府調査資料】④187「衛生業務旬報」昭和8年4月28日付「混成第十四旅団芸娼妓酌婦健康診断実施要領」)

「三 後方施設に就き、左の件注意せられ度。(中略)

2 検^{けんぱい}査〔性病検査〕^{あた}に方^{あた}りては、妓女〔慰安婦〕に不快の感を与ふるが如きことなきこと。某兵団には妓女の顔と局部を見つゝ為せるものあり。」

(【政府調査資料】③357～358「石兵団会報第58号」昭和19年9月21日付)

「慰安婦の「人権」にこれほど配慮していた軍隊は、私は世界中どこを捜しても見当たらないと思います。「甚だしい人権侵害」〔オバマ大統領〕どころか、日本軍の慰安婦は、同じ境遇に置かれていた同時代の女性に比べれば、はるかに恵まれていたのです。彼女たちの不幸な境遇は、それで帳消しになるようなものではないことは勿論ですが、日本政府と日本軍は、当時としては能う限り慰安婦の人権を尊重し、「性奴隷」ではなく「対等の人間」として、彼女たちに接していたのです。」(前掲拙著、131～134頁)

ここで思わず旧説を引いてしまったのは、評者の見解を本書が裏打ちしてくれたようで嬉しかったのである。諒とされたい。

本書の結論と本書出現の意義

本書は朝鮮人慰安婦に関する、韓国の現在の研究水準の到達点を示すものである。本書の「エピローグ」で、著者は次のように述べている。

「今まで慰安婦運動グループの研究者や運動家が主張してきたものは、架空の作り話というしかない。彼らはこの間、慰安婦の被害者としての性格を誇張するために、若い少女の動員、官憲による強制連行、慰安所における無報酬、慰安婦の虐待や虐殺などの、事実とは確認されていない主張をやたらに言いふらした。(中略) 韓国の慰安婦運動は嘘を事実として捏造し、広範囲に宣伝し、韓国人はもちろん全世界の人たちを惑わし騙した。」(447頁)

このように述べた後、著者は慰安婦運動の持つ一面性・政治性を次のように批判する。

「批判するのなら、慰安婦よりももっと多数の同時代の女性が、やはり自分の意思に反して酌婦や娼妓になったことに対してもっと憤慨しなければならない。しかし、慰安婦運動家たちも彼らに洗脳された多くの人たちも、慰安婦と同時代の数多くの酌婦や娼妓には

無関心である。女性の人権を云々する姿は恥ずかしい限りである。」(448頁)

「正義連などの慰安婦運動グループは、事実とはかけ離れた慰安婦少女像を韓国全域に一五〇体以上建て、反日感情を助長することに力を注いだ。慰安婦運動は、意図的に反日意識を助長し韓日関係を悪化させようとする政治的企てに転落した。慰安婦運動は、自分らの目的に合わせ歪曲・捏造・編集した歴史を現実政治に動員した歴史政治の代表的事例であり、挺対協、正義連などは歴史政治の前面に立つ歴史近衛兵だった。

しかし本書で探ってきたように、この慰安婦運動は動力を失った。その理由は慰安婦運動が慰安婦制の歴史的な事実、真実に基づいていないからである。これが本書の結論である。」(451-452頁)

本書の意義は、韓国の研究者が慰安婦運動を総括し、歴史事実に基づかない「歴史近衛兵だった」と断定したことにある。

著者は「日本語版に寄せて」の中で、こう書いている。

「韓国の慰安婦運動家たちを助けた一群の日本の知識人たちがいた。吉見義明、林博史、西野瑠美子などの日本の左翼研究者、活動家たちは、各種の資料を発掘・分析して「日本軍慰安婦＝強制動員された性奴隷」という認識を確立し、さらに、日本軍慰安婦問題を女性に対する戦争犯罪、戦時性暴力問題とまで規定した。韓国の慰安婦運動家たちは、彼らの後押しを受けて日本政府を攻撃した。日本の研究者と韓国の運動家との間には「研究は日本、運動は韓国」という役割分担まであるかのようにだった。

しかし、日本の研究者たちが発掘して分析した資料を検討すれば、強制動員された性奴隷、戦時性暴力、女性に対する戦争犯罪という慰安婦の物語は成立しない。この三〇年余りの間、韓日両国は偽の慰安婦の物語に惑わされ、混迷を繰り返したのだ。この偽の慰安婦の物語は日本で作られ韓国に輸出されたものなのだから、(中略)これまで偽の慰安婦の物語を作り出した吉見義明ら日本の研究者たちは、この本に誠実に応えなければならぬだろう。」(454-455頁)

著者の告発を、「吉見義明ら日本の研究者たち」はどう受け止めるのだろうか。韓国の研究者やマスコミのように、見て見ぬふりをしてすませるのか。それとも、何らかのリアクションを起すのだろうか。

いずれにせよ、本書は韓国における朝鮮人慰安婦研究の水準を一気に引き上げた名著として、歴史に残るに違いない。

(文藝春秋、2024年)